

## 建設工事における新たな低入札対策の導入について

### 新たな低入札対策

調査基準価格に満たない価格での入札（以下「低入札」という。）による工事の品質低下を防ぎ、適正な履行を確保するため、入札参加制限措置を導入します。

- 1 一定期間（注1）に75点未満の工事成績評定結果の通知を受けた企業（該当期間に県の工事成績がない企業を含む。）が、低入札により工事を落札した場合は、落札日から6カ月間は、再度の低入札を無効とします。（注2）
- 2 次に掲げる発注工種に係る工事の入札については、一定の競争性を確保するため、本措置の対象としません。
  - （1）鋼橋上部工事（新設工事に限る。）
  - （2）プレストレスト・コンクリート工事（新設工事に限る。）
  - （3）その他、特殊工事として指名委員会又は入札参加資格委員会が認めた工事

（注1）低入札による工事の落札日が属する年度の前2年度及び当該年度の当初から直近四半期までの期間とします。

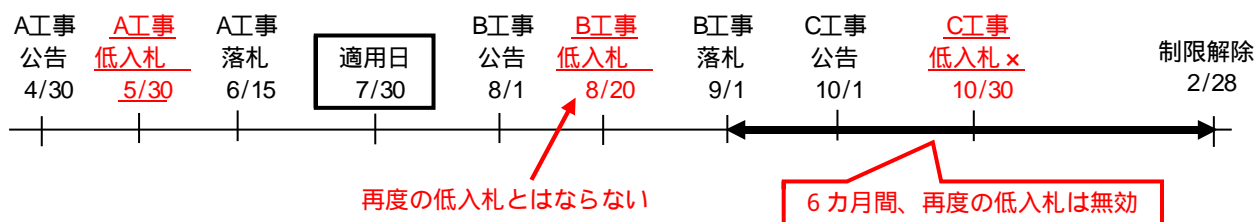
（注2）対象工事は、調査基準価格を設定した土木部又は農林水産部が発注する工事に限りません。

### 施行（適用）期日

平成24年7月30日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

### （参考）

前2年度及び当該年度の当初から直近四半期までに75点未満の工事成績を取った企業のケース



本制度の詳しい内容については、富山県土木部管理課のホームページをご覧ください。

< U R L [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1500/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1500/index.html) >